

新宿区教育委員会会議録

令和元年第11回臨時会

令和元年11月27日

新宿区教育委員会

令和元年第11回新宿区教育委員会臨時会

日 時 令和元年11月27日(水)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時37分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	今 野 雅 裕
委 員	古 笛 恵 子	委 員	星 野 洋
委 員	菊 田 史 子	委 員	羽 原 清 雅

説明のため出席した者の職氏名

中 央 図 書 館 長	佐 藤 之 哉	教 育 調 整 課 長	齊 藤 正 之
教 育 指 導 課 長	長 田 和 義	教 育 支 援 課 長	内 野 桂 子
学 校 運 営 課 長	菊 島 茂 雄	主 任 指 導 主 事	小 林 力
統 括 指 導 主 事	坂 元 竜 二	統 括 指 導 主 事	波 多 江 誠
文 化 観 光 課 長	小 泉 栄 一		

書記

教 育 調 整 課 査 平 明 生	教 育 調 整 課 係 勝 山 雄 太
-------------------	---------------------

議事日程

議案

- 日程第1 第56号議案 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- 日程第2 第57号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- 日程第3 第58号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- 日程第4 第59号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第5 第60号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第6 第61号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第7 第62号議案 新宿区社会教育委員の委嘱について
- 日程第8 第63号議案 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第9 第64号議案 令和元年度新宿区一般会計補正予算（第7号）（案）に関する意見について

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、令和元年新宿区教育委員会第11回臨時会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録署名者は、古笛委員にお願いいたします。

○古笛委員 はい、承知しました。

○教育長 本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により、補助執行している事務についての説明を受けるため、文化観光産業部文化観光課長に出席していただいております。

本日の進行につきましては、初めに、日程第8 第63号議案の説明を受け、審議し、その後、日程第1 第56号議案に戻って順次進行するものとさせていただきます。

-
- ◎ 第56号議案 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
 - ◎ 第57号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
 - ◎ 第58号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
 - ◎ 第59号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例等の一部改正について
 - ◎ 第60号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
 - ◎ 第61号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
 - ◎ 第62号議案 新宿区社会教育委員の委嘱について
 - ◎ 第63号議案 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について
 - ◎ 第64号議案 令和元年度新宿区一般会計補正予算（第7号）（案）に関する意見について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第56号議案 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第2 第57号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第3 第58号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第4 第59号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例等の一部改正について」、「日程第5 第60号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第6 第61号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第7 第62号議案 新宿区社会教育委員の委嘱について」、「日程第8 第63号議案 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について」、「日程第9 第64号議案 令和元年度新宿区一般会計補正予算（第7号）（案）に関する意見について」を議題とします。

ここで皆様にお諮りします。

第64号議案は、令和元年第4回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議としたいと思います。

第64号議案を非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。御異議ございませんでしたので、第64号議案は非公開により審議するものとします。

それでは、第63号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第63号議案 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について、御説明いたします。

本議案につきましては、新宿区文化財保護審議会委員第18期の任期満了に伴い、新たに第19期の委員を委嘱するものでございます。

委員の定数は10名で、委嘱期間は、令和元年12月1日から令和3年11月30日までとなっております。

なお、委員の候補者につきましては、議案書の裏面のところになります。こちらに名簿をおつけしております。ごらんいただきますと、再任が7名、新任が3名という状況になっております。

議案の詳細につきましては、この後、文化観光課長より御説明させていただきます。

○文化観光課長 それでは、新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について、説明をさせていた

できます。

まず、説明を行う前に、お手元に配らせていただいた資料について、申し訳ございませんが、1箇所脱字がございまして、訂正をお願いいたします。記書き以下になります。4の委嘱理由でございまして、第18期新宿区「文化保護審議会委員」となっておりますけれども、正しくは「文化財保護審議会委員」ということで、「財」の字が抜けてしまいました。申し訳ございません。

それでは、委員の委嘱について御説明させていただきます。

文化財の保護及び活用に関する重要事項についての審議に当たります、第19期の新宿区文化財保護審議会の委員を委嘱いたします。

記書き以下になります。1、設置の根拠ですけれども、記載のとおりです。2、定数10名。3の委嘱期間ですが、本年12月1日から令和3年11月30日までの2年間となります。4の委嘱理由ですが、第18期新宿区文化財保護審議会委員が、令和元年11月30日をもって任期満了となるためでございます。5の候補者名でございましてけれども、裏面をごらんください。委員の候補者名簿となっております。こちら、読み上げさせていただきます。

稲木吉一氏、再任です。専門分野は美術史学彫刻史。公職・職歴等ですけれども、女子美術大学芸術学部教授、委嘱期間は今期で5期目となります。

次に、遠藤廣昭氏、再任です。歴史学仏教史、駒澤大学文学部講師、4期目です。

國 雄行氏、新任です。歴史学近代史、首都大学東京人文社会学部教授、1期目です。

関沢まゆみ氏、再任です。民俗学生活文化、国立歴史民俗博物館研究部教授、4期目です。

田沢裕賀氏、新任です。美術史学絵画史、東京国立博物館学芸研究部長、1期目です。

谷川章雄氏、再任です。考古学史跡、早稲田大学人間科学学術院教授、14期目です。

中川 武氏、再任です。建築学建築史、早稲田大学名誉教授、博物館明治村館長、新宿区立漱石山房記念館運営学術委員会委員、9期目です。

中島国彦氏、再任です。国文学近代文学、早稲田大学名誉教授、公益財団法人日本近代文学館専務理事、新宿区立漱石山房記念館運営学術委員会委員、5期目です。

茂木 栄氏、新任になります。民俗学民俗芸能、國學院大學神道文化学部教授、1期目です。

湯浅 隆氏、再任です。歴史学近世史、元駒澤大学教授、新宿区立漱石山房記念館運営学術委員会委員、9期目です。

以上10名が委員候補者となります。よろしくをお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第63号議案の提案理由です。

新宿区文化財保護条例第23条及び第27条第3項に基づき、新宿区文化財保護審議会委員を委嘱する必要があるためでございます。

説明は以上となります。

○教育長 ありがとうございます。説明が終わりました。

第63号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第63号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第63号議案は原案のとおり決定いたしました。

それでは、ここで文化観光課長には御退席いただきます。ありがとうございます。

[文化観光課長、退席]

○教育長 続いて、第56号議案から第62号議案までの説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第56号議案から第62号議案まで、一括して御説明をさせていただきます。

初めに、具体的な御説明に入る前に、今回の議案につきまして、令和元年度の特別区人事委員会の勧告を受けたものが多くございますが、その概要について、まず簡単に御説明をさせていただきますと思います。

○教育長 どうぞ、座って御説明ください。

○教育調整課長 それでは、着座にて御説明させていただきます。

公務員の給与改定の仕組みについてでございますが、公務員は公共の福祉向上の立場から、労働基本権が制限されております。その代替措置といたしまして、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保することを目的に、給与勧告制度が実施されているものです。この給与勧告は、地方公共団体の区域内の民間従業員の給与水準と均衡を図ることを基本としておりまして、各地方公共団体に設置されております人事委員会が行うことになっております。

23区では、合同で設置をいたしました特別区人事委員会がその役割を担っているものです。そして、各地方公共団体では、その勧告内容に基づきまして、職員の給与を条例で定めております。

教育委員会事務局の職員につきましては、区長が条例を改正いたしまして、また、区立

小・中学校の教員など、いわゆる県費負担教職員につきましては、こちらはこれらを任用する東京都が条例改正を行います。そして、区立の幼稚園教諭につきましては、新宿区教育委員会から区長に申し出を行って、条例を改正するものでございます。

今回の人事委員会勧告につきましては、公務員の月例給が民間の月例給を0.58%上回っていたことから、公民の均衡を図るため引き下げを行い、一方で特別給につきましては、民間よりも0.15月分下回っていたことから、同じく、こちらも公民の均衡を図るために引き上げを行うといった内容となっております。

それでは、お手元の議案概要をごらんください。

まず初めに、第56号議案 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見についてです。

本議案は、新宿区特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、教育委員の報酬を改定するものです。特別職報酬等審議会は、条例に基づく審議会であり、区長、副区長、教育長といった特別職の報酬や給与について、条例の改正を提案する前に区長が諮問し、審議会の答申を受けることになっております。

今回は、人事委員会の勧告と同様の引き下げが妥当との答申を頂戴してございまして、それを踏まえた改正内容となっているものです。

条例改正の内容につきましては、公民較差の0.6%相当分を引き下げることによって、教育長職務代理者の報酬を26万2,000円から26万円に、その他の委員につきましては、24万7,000円から24万6,000円、それぞれ引き下げを行うものでございます。

施行期日は、令和2年1月1日でございます。

それでは、議案文から1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。

こちら、右側が現行、左側が改正後の内容となっておりますが、ただいま御説明いたしました金額について、下線部のところが改正部分となっているものでございます。

それでは、議案文1枚目にお戻りいただきまして、第56号議案の提案理由です。

新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

続きまして、第57号議案について御説明いたします。

また議案概要にお戻りいただけますでしょうか。

第57号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する

条例（案）に関する意見についてです。

本議案は、新宿区特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、教育長の給料を改定するものでございます。

条例改正の内容につきましては、こちらも公民較差の0.6%相当分を引き下げるという内容となっております。給料月額が79万8,000円から79万3,000円に、5,000円の引き下げとなっております。

施行期日は、令和2年1月1日でございます。

それでは、こちらも新旧対照表をごらんください。

先ほどの56号議案と同様に、右側が現行、左側が改正後となっておりますが、こちらも下線部分が改正内容となっております。先ほど御説明した金額での改正という内容となっております。

第57号議案の提案理由でございます。

新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

続きまして、第58号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について、御説明いたします。

本議案は、このたびの給料表の引き下げ改定に伴う退職手当への影響を考慮し、今年度の定年退職者等に対して、激変緩和措置を実施するほか、所要の改正を行うものでございます。

条例改正の内容につきましては、まず1点目が、令和2年1月1日から同年3月31日までの間における定年退職者の退職手当の基本額の算定は、このたびの給料表の改定がなかったものとみなす特例措置を附則に定めるものでございます。

改正の2点目につきましては、地方公務員法の改正に伴いまして、臨時的任用職員の退職手当の支給について常勤職員に準ずることとなったため、規定を整備するものです。

施行期日は、公布の日からとし、臨時的任用職員に関する改正規定は、令和2年4月1日から施行するものです。

それでは、新旧対照表をごらんください。

まず、退職手当の支給対象を定めました第2条に関する規定ですが、第2号の下線部分となります。現行では、臨時的任用職員のうち、勤務形態が常勤職員に準ずる者を支給対象としておりましたが、このたびの地方公務員法の改正によりまして、臨時的任用職員の任用が

厳格化され、常勤職員の代替職員に限定されたことから、この第2号を規定する必要がなくなったため、削除するものです。

また、同条第2項におきましても、地方公務員法を踏まえた規定の整備を行ったものです。次に、附則をごらんください。

こちら附則ですが、第15項から第17項までが、今回新たに整備するものです。

内容といたしましては、経過措置として、令和2年1月1日から同年3月31日までに退職する者の退職手当の基本額を、改正前の給料表により算定する規定を新たに新設したものでございます。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第58号議案の提案理由です。

新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

続きまして、第59号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例等の一部改正について、御説明いたします。

こちらも特別区人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の給与を改定するもので、改正内容といたしましては、公民較差を解消するため、給料表の改定を行い、給料月額を引き下げるほか、勤勉手当の支給月数の上限を改定し、0.15月分を引き上げるものです。

なお、再任用職員につきましての引き上げは、0.1月分となります。

施行期日についてですが、給料表の改定に関する部分は、令和2年1月1日から施行し、勤勉手当の支給月数の改定及び附則の元号改正に係る部分につきましては、公布の日から、令和2年度以降の勤勉手当に関する改正につきましては、令和2年4月1日から施行いたします。また、令和元年度からの勤勉手当の支給月数の改定に係る部分につきましては、令和元年12月1日から適用するものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

本議案につきましては、3条立ての改正となっております。

まず、第1条による改正が令和元年度の勤勉手当の支給割合及び給料表の改正に関するものとなっております。一般職員及び管理職が0.15月分、再任用職員については0.1月分を引き上げる内容となっております。

次に、第2条による改正ですが、令和2年度以降の勤勉手当の支給割合に関する規定の改正に関するものとなっております。先ほど第1条で引き上げた勤勉手当につきましては、令

和2年度以降は6月と12月の2回に振り分けて支給することになることから、12月の支給月数を一般職員については0.075月分、再任用職員については0.05月分の引き下げを行うものでございます。これは、令和元年度は1回で支給、令和2年度は2回に分けて支給することから、このような改正を行うものでございます。

次に、第3条による改正規定につきましては、附則の改正となります。この附則は、平成30年3月16日付条例第30号に基づく扶養手当の経過措置を定めた際の附則となっておりましたが、平成の記載があったため、元号を令和に改正するものです。

最後に、その下の附則ですが、こちらはこれまでそれぞれ御説明したものの施行期日や適用関係を定めたものとなっております。

なお、別紙といたしまして、新旧の給料表を添付してございます。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第59号議案の提案理由ですが、新宿区幼稚園教育職員の給与等を改正する必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

続きまして、第60号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。

こちらは、給与条例の勤勉手当の支給月数の改定に準じ、実際に支給する月数を改正するものでございます。

本議案には特記事項が付されておまして、第58号議案による条例改正が区議会で原案どおり可決され、特別区人事委員会から承認された場合に成立するといった内容となっております。

それでは、第60号議案の新旧対照表をごらんください。

内容といたしましては、先ほどの第59号議案と同じく、上の枠のほうになりますが、公布の日から施行する規定で、一般職員の実際の支給月数を0.15月分、再任用職員については0.1月分引き上げるものとなっております。

同じく、下の枠の中でございますが、令和2年4月1日から施行する部分の規定で、一般職については0.075月分、再任用職員については0.05月分の引き下げを行うといった内容となっております。

第60号議案の提案理由ですが、新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当の支給月数を改正する必要があるためでございます。

続きまして、第61号議案 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則についてです。

こちらは、新宿区幼稚園教育職員の給与を改定することに伴いまして、幼稚園教育職員が昇格した場合における昇格後の号級を定めた昇格時対応号給表を改定するものでございます。

この改正も給与改定に伴うもので、今回の人事委員勧告に基づく給与改定の結果、昇格後の給与の適正な水準を保つため、職員が主任、副園長、園長に昇格した場合の昇格後の給与について改定を行うものでございます。

成立要件につきましては、先ほどの第60号議案と同様となっております。

こちらの施行期日は、公布の日となっており、適用日は令和元年4月1日でございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

右側が現行、左側が改正後の昇給時の対応号給の案となります。1級から2級、2級から3級、あるいは3級から4級といった昇格がなされた場合に、下線部分のとおり改正を行っているものでございます。

第61号議案の提案理由ですが、新宿区幼稚園教育職員の給与改定に伴い、昇格時対応号給表を改定する必要があるためでございます。

次に、第62号議案 新宿区社会教育委員の委嘱について、御説明いたします。

お手元の名簿をごらんください。

今回は、第22期の委員となるものでございます。

初めに、社会教育委員の任期につきましては、新宿区社会教育委員条例第4条の規定により2年となっており、第22期につきましては、令和元年12月6日から令和3年12月5日までとなっております。

なお、委員の再任は妨げないものとなっております。

委員の定数ですが、同じく条例第3条の規定によりまして10名以内となっており、今回は10人の方に委嘱するものです。

委嘱委員の区分につきましては、一番右側に記しておりますが、まず、学校教育の区分では小学校長会、中学校長会からそれぞれ1名、それから社会教育の区分では、新宿区スクール・コーディネーター連絡会と地域協働学校運営協議会から各1名、家庭教育の区分からは早稲田ミュージックラボ、新宿区家庭教育グループ連絡会、新宿子育てメッセ実行委員会から各1名を選出しております。そのほかに学識経験者が3名で、合計10名となるものです。

なお、今回の委員では、上から3番目、新宿区スクール・コーディネーター連絡会の年網氏、6番目の新宿区家庭教育グループ連絡会の石橋氏、8番目のエンジェルズアイズ代表の遠藤氏、そして9番目の早稲田大学教育・総合科学学術院の矢口氏につきましては、第22期

から新たに委嘱する委員となっており、その他の委員につきましては、第21期からの継続となっております。

第62号議案の提案理由です。

社会教育法第15条第2項に基づき、新宿区社会教育委員を委嘱する必要があるためでございます。

大変長くなりますが、説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。説明が終わりました。

それでは、まず、第56号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第56号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第56号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第57号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 御意見、御質問等なければ、討論、質疑を終了いたします。

第57号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第57号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第58号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第58号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第58号議案については、原案のとおり決定いたしました。

次に、第59号議案について、御意見、御質問があればお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第59号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第59号議案は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、第60号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第60号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第60号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第61号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第61号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第61号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第62号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

では、私から。これは、何期までという、期数制限はありますでしょうか。

○教育支援課長 規定上は、特に任期の上限は設けていないところでございます。

○教育長 わかりました。ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第62号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第62号議案は原案のとおり決定いたしました。

それでは、第64号議案については、非公開の審議といたしますので、傍聴人の方は、大変恐縮でございますが、御退席をお願いいたします。

[傍聴人退席]

午後 3時36分再開

○教育長 以上で、本日の議事を終了いたします。

○教育長 次に、本日の日程では予定されている報告事項はありませんが、事務局から報告事

項がありますか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 それでは、以上で本日の教育委員会を閉会とさせていただきます。

午後 3時37分閉会